

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	(障害福祉課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	一
○昭和四十二年宮城県告示第五百二十七号(奨励品種の指定)の一部改正	(農産園芸環境課)	二
○都市計画の変更	(都市計画課)	二
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	(建築安全推進室)	三
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	三
公 告		
○基準地の標準価格	(土地対策課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
企 業 局		
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程		六
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程	選挙管理委員会	六
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示		六
○個人演説会等の公営施設の告示の一部改正		六
○証票の無効		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表		七
人事委員会		

○人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

告 示

○宮城県告示第八百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 高齢者サポートチームしおたが

一 代表者の氏名 小林香志郎

二 主たる事務所の所在地 塩竈市花立町十四番三十二号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす人々に対して、特に高齢者(障害者を含む)に対し、生涯を通じて文化的な生活がえられるよう、また誇りをもって地域で生きていくことができるよう、お互いに助けあい、支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年八月三十一日

○宮城県告示第八百五十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇二九二	みのりの園 気仙沼市本吉町中島三百五十八番地一	気仙沼市	平成二十一年 九月一日

○宮城県告示第八百五十六号

計量法(平成四年法律第五十二号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十一年十月二十六日	大黒郷川町郡 粕川地区	午後三時三十分から	大郷町大松沢公民館
十月二十七日	大黒郷川町郡 大谷地区	午後三時三十分から	開発センター (絆糧蔵)
十月二十八日	大黒郷川町郡 全 域	午前十時三十分から 正午まで	開発センター (絆糧蔵)
十月二十九日	大黒衡川村郡 全 域	午後三時三十分から	平林会館
十一月四日	大黒和川町郡 全 域	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	大和町保健福祉総合センター (ひだまりの丘)
十一月五日	大黒和川町郡 全 域	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	大和町保健福祉総合センター (ひだまりの丘)

十一月六日	大黒和川町郡 全 域	午前十時三十分から 正午まで	大和町保健福祉総合センター (ひだまりの丘)
十一月十九日	富黒谷川町郡 全 域	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	富谷町役場町民交流ホール
十一月二十日	富黒谷川町郡 全 域	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	富谷町役場町民交流ホール

○宮城県告示第八百五十七号
昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号(奨励品種の指定)の一部を次のように改正し、平成二十一年九月十八日から施行する。
平成二十一年九月十八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
第一号の表中

同	まなむすめ	チヨニシキ ひとめぼれ	平九	八・一〇	九・二〇	中間型	強やや	太	やや少・ 黄白	上ノ上	西部丘陵地帯の低いところの沿いの平地	性もち病抵抗性 強、耐冷性 良、食味極強	白葉枯病抵抗性が弱い
---	-------	----------------	----	------	------	-----	-----	---	------------	-----	--------------------	----------------------------	------------

を

同	まなむすめ	チヨニシキ ひとめぼれ	平九	八・一〇	九・二〇	中間型	強やや	太	やや少・ 黄白	上ノ上	西部丘陵地帯の低いところの沿いの平地	性もち病抵抗性 強、耐冷性 良、食味極強	白葉枯病抵抗性が弱い
同	つや姫	山形七〇号 東北一六四号	平二二	八・一九	九・三〇	中間型	強やや	中	稀・短・ 黄白	上ノ中	南部平地帯の中心とした平坦地帯	性もち病抵抗性 強、耐冷性 良、食味極強	耐冷性中、 穂発芽性中

に、

八・一六 九・二六 を 八・二〇 九・三〇 に改める。

○宮城県告示第八百五十八号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、若柳都市計画、築館都市計画、栗駒都市計画及び鷺沢都市計画を次のとおり変更した。
なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついで関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 若柳都市計画、築館都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道

2 名称 迫川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

栗原市鶯沢袋字川原前、同字宮林、同字持添、同字柳の上、鶯沢南郷字佐野前、同字原、同字柳沢、同字大竹、同字五輪原、同字上新反田、同字下新反田、同字新反田、同字向原、同字坂下、同字新田、同字町田、同字町田前、同字梨木平、同字日照、同字日向、同字遠堀、同字宿川原、同字下日照、同字中日照、同字上日照、同字下久保、同字下久保前、同字辻前、同字八升、同字広面、同字館前、同字上館前、同字洞泉寺、同字中川久保、同字上川久保、同字新橋沖、同字荒町、同字北沢向、同字野山、同字南沢、同字北沢、同字館浦、同字佐野、鶯沢北郷字田中、同字大畑、同字中屋敷、同字堰根、同字半戸六及び同字小林の各一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第八百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社建築構造センター

二 変更後の届出者の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 東京都新宿区新宿二丁目一番二号

(2) 仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号

(3) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目十番三十九号

(4) 長崎県長崎市万才町六丁目三十三番

(5) 島根県松江市中原町六番地

(6) 鹿児島県鹿児島市明和四丁目十番八・四十一

三 変更しようとする年月日

平成二十一年十月一日

○宮城県告示第八百六十号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示(昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表株式会社常陽銀行の項中

仙台支店 仙台市青葉区中央二丁目一番二十二号 県庁支店

仙台支店	仙台市青葉区中央二丁目一番二十二号	県庁支店
福島支店	福島市本町六番一号	県庁支店
会津支店	会津若松市馬場町一番二十八号	県庁支店
郡山支店	郡山中町六番三三号	県庁支店
植田支店	いわき市植田町本町二丁目七番地の七	県庁支店
湯本支店	いわき市常磐湯本町天王崎一番地の三	県庁支店
小名浜支店	いわき市小名浜字本町三番地の二	県庁支店
平支店	いわき市平字二丁目三十七番地の二	県庁支店
白河支店	白河市大手町八番二二号	県庁支店
須賀川支店	須賀川市宮先町十八番地の二	県庁支店
本店営業部	南相馬市原町区本町二丁目百十番地	県庁支店
水戸卸売市場支店	水戸市南町二丁目五番五号	県庁支店
水戸支店	水戸市青柳町四千五百六十六番地	県庁支店
赤塚支店	水戸市赤塚一丁目十六番地	県庁支店
赤塚支店	水戸市河和田二丁目千七百七十七番五号	県庁支店
所		
赤塚支店	水戸市双葉台二丁目一番地	県庁支店
葉台出張所		
泉町支店	水戸市泉町二丁目三番八号	県庁支店
内原支店	水戸市内原町千五百六十八番地の二	県庁支店
県庁支店	水戸市笠原町九百七十八番地の六	県庁支店
水戸駅南支店	水戸市城南一丁目三番一号	県庁支店
末広町支店	水戸市末広町一丁目四番十七号	県庁支店
千波支店	水戸市千波町字海道付千八百七十番地	県庁支店
水戸市役所支店	水戸市中央一丁目四番一号	県庁支店

平須支店	水戸市平須町千八百二十八番地の六十	県庁支店
渡里支店	水戸市堀町九百八十五番地の六	県庁支店
見和支店	水戸市見和二丁目四番二十九号	県庁支店
吉田支店	水戸市元吉田町千五百七十四番地の三	県庁支店
久慈浜支店	日立市大みか町二丁目二十六番四号	県庁支店
十王支店	日立市久慈町四丁目五番十八号	県庁支店
兔平支店	日立市十王町友部東二丁目二番地の二	県庁支店
日立支店	日立市城南町三丁目三番三十一号	県庁支店
日立支店	日立市助川町一丁目九番一号	県庁支店
日立支店	日立市助川町一丁目九番一号	県庁支店
張所	日立市滑川本町四丁目八番十二号	県庁支店
川出張所	日立市多賀町二丁目一番一号	県庁支店
多賀支店	日立市多賀町二丁目一番一号	県庁支店
多賀支店	日立市金沢町四丁目一番十八号	県庁支店
沢出張所	日立市金沢町四丁目一番十八号	県庁支店
多賀支店	日立市桜川町四丁目十二番三号	県庁支店
川出張所	日立市日高町一丁目八番十五号	県庁支店
日高支店	日立市日高町一丁目八番十五号	県庁支店
荒川支店	土浦市荒川沖西二丁目二番一号	県庁支店
桜町支店	土浦市桜町三丁目十四番十四号	県庁支店
土浦支店	土浦市中央二丁目十四番九号	県庁支店
土浦支店	土浦市下高津一丁目二十番三十五号	県庁支店
張所	土浦市中高津三丁目五番五号	県庁支店
高津支店	土浦市藤沢字浄留理山三千六百三十一番地の六	県庁支店
新治支店	土浦市大和町六番三号	県庁支店
土浦駅前支店	土浦市大和町六番三号	県庁支店
古河東支店	古河市旭町一丁目一番十五号	県庁支店
総和支店	古河市駒羽根一丁目千三百五十五番地の四	県庁支店
牛谷支店	古河市西牛谷二百四十六番地の三	県庁支店
古河支店	古河市本町一丁目三番九号	県庁支店
古河支店	古河市坂間二百五十三番地の七十八	県庁支店
河南出張所	古河市諸川千五百四十四番地	県庁支店
三和支店	古河市柿岡千九百七十四番地	県庁支店
柿岡支店	石岡市国府三丁目三番十八号	県庁支店
石岡支店	石岡市石岡一丁目一番一号	県庁支店
石岡支店	石岡市石岡一丁目一番一号	県庁支店
張所	石岡市東光台三丁目六番八号	県庁支店
石岡東支店	石岡市東光台三丁目六番八号	県庁支店
結城支店	結城市結城七十三番地	県庁支店
結城支店	結城市結城一万三千六百四番地	県庁支店
城南出張所	龍ヶ崎市小柴五丁目一四番地の三	県庁支店
城北支店	龍ヶ崎市佐賀三丁目一四番地九	県庁支店
佐賀支店	龍ヶ崎市字横町四千二百九番地	県庁支店
竜崎支店	龍ヶ崎市字横町四千二百九番地	県庁支店
下妻支店	下妻市宗道十二番地の三	県庁支店
下妻支店	下妻市宗道十二番地の三	県庁支店
代川出張所	下妻市本城町二丁目七十八番地	県庁支店
下妻東支店	下妻市本城町二丁目七十八番地	県庁支店
石下支店	常総市新石下四千五百番地の二	県庁支店

北海道支店	常総市水海道宝町二千七百九十番地	県庁支店
太田支店	常陸太田市東二町二千二百四十九番地	県庁支店
太田支店	常陸太田市金井町三千六百八十六番地	県庁支店
高萩出張所	高萩市本町二丁目六十五番地	県庁支店
磯原支店	北茨城市磯原町磯原二丁目百六十六番地	県庁支店
大津支店	北茨城市大津町二千六百七十七番地	県庁支店
大津支店	北茨城市大津町二千六百七十七番地	県庁支店
笠間支店	笠間市笠間千三百五十七番地の五	県庁支店
笠間支店	笠間市大字岩間下郷四千四百三十九番地	県庁支店
友部支店	笠間市東平二丁目一番一号	県庁支店
友部支店	笠間市東平二丁目一番一号	県庁支店
藤代支店	取手市片町三百十二番地五	県庁支店
戸頭支店	取手市新町二丁目一番三十一号	県庁支店
取手支店	取手市戸頭四丁目二番二番一号	県庁支店
取手支店	取手市取手二丁目十一番五号	県庁支店
牛久支店	牛久市田宮町三丁目十六番地一	県庁支店
牛久支店	牛久市中央四丁目十番地の十二	県庁支店
ブラザー支店	牛久市中央五丁目二十一番地六	県庁支店
研究学園都支店	つくば市吾妻一丁目十四番地の二	県庁支店
研究学園都支店	つくば市谷田部四千七百四十一番地	県庁支店
研究学園都支店	つくば市竹園三丁目十八番三号	県庁支店
研究学園都支店	つくば市竹園三丁目十八番三号	県庁支店
研究学園都支店	つくば市梅園二丁目七番地の三	県庁支店
大穂支店	つくば市大穂根三千九十五番地の一	県庁支店
筑波支店	つくば市小荳三百番地一	県庁支店
筑波支店	つくば市酒丸二百五十五番地の三	県庁支店
筑波支店	つくば市北条九十二番地	県庁支店
筑波支店	つくば市大字谷田部字富士塚六千六番地の一	県庁支店
谷田部支店	つくば市松代四丁目二百番一号	県庁支店
松代出張所	ひたちなか市市毛九百五十七番地の六	県庁支店
勝田西支店	ひたちなか市笹野町一丁目八番一号	県庁支店
勝田西支店	ひたちなか市笹野町一丁目八番一号	県庁支店
ひたちなか支店	ひたちなか市勝田中央六番地の一	県庁支店
ひたちなか支店	ひたちなか市勝田中央六番地の一	県庁支店
前出張所	ひたちなか市東石川二丁目十番一号	県庁支店
ひたちなか支店	ひたちなか市東石川二丁目十番一号	県庁支店
ひたちなか支店	ひたちなか市高場字東向五百十六番地	県庁支店
佐和支店	ひたちなか市平磯町千七百七十一番地	県庁支店
佐和支店	ひたちなか市馬渡三千八百六十三番地	県庁支店
平磯支店	ひたちなか市馬渡三千八百六十三番地	県庁支店
勝田支店	ひたちなか市馬渡三千八百六十三番地	県庁支店
勝田支店	ひたちなか市馬渡三千八百六十三番地	県庁支店
鹿島支店	鹿嶋市宮中一丁目十番十二号	県庁支店
鹿島支店	鹿嶋市宮中一丁目十番十二号	県庁支店
鹿島支店	鹿嶋市宮中二千十三番地の八	県庁支店
鹿島支店	鹿嶋市宮中二千十三番地の八	県庁支店
潮来支店	守谷市潮来二百八十六番地一	県庁支店
潮来支店	守谷市潮来二百八十六番地一	県庁支店
北守谷支店	守谷市久保ヶ丘二丁目一番地一	県庁支店

に改める。

守谷支店南 守谷出張所	守谷市大字守谷甲四百三十九番地の一 守谷市けやき台一丁目三十一番一号	県庁支店
大宮支店	常陸大宮市下町二百五十七番地の三	県庁支店
長倉支店	常陸大宮市長倉八百八十番地	県庁支店
山方支店	常陸大宮市山方五百九十八番地	県庁支店
瓜連支店	那珂市瓜連千八百八十番地の二	県庁支店
菅谷支店	那珂市菅谷四千三百九十一番地	県庁支店
菅谷支店後	那珂市後台二千八百四十八番地の二	県庁支店
台出張所		
明野支店	筑西市海老ヶ島七百二十番地一	県庁支店
関城支店	筑西市関本下千五百六番地四	県庁支店
協和支店	筑西市新治千九百九十六番地百二十九	県庁支店
下館支店	筑西市字稲荷丙三百七十番地	県庁支店
下館支店玉	筑西市玉戸山ヶ島千五百三十三番地の二十	県庁支店
戸出張所		
岩井支店	八坂東市岩井三千二百八十九番地一	県庁支店
猿島支店	坂東市沓掛三千九百四十六番地	県庁支店
江戸崎支店	稲敷市江戸崎甲三千四百四十七番地一	県庁支店
東支店	稲敷市幸田三千五百七十六番地	県庁支店
新利根支店	稲敷市中山字後畑四千三百七十六番地	県庁支店
神立支店	かずみがうら市稲吉二丁目十一番二十	県庁支店
出島支店	八号	
岩瀬支店	かずみがうら市大和田八百八十番地六	県庁支店
真壁支店	桜川市岩瀬字山王百十四番地の二	県庁支店
知手支店	桜川市真壁町真壁三百八十番地の二	県庁支店
波崎支店	神栖市大野原四丁目七番十一号	県庁支店
波崎支店土	神栖市知手中央三丁目四番三十三号	県庁支店
合ヶ原出張所	神栖市波崎八千六百三十番地の三	県庁支店
麻生支店	神栖市土合南一丁目一番六号	県庁支店
玉造支店		
北浦支店	行方市麻生千三百三十五番地の三十一	県庁支店
旭支店	行方市山田千三百三十七番地	県庁支店
鉾田支店大	行方市山田千三百一十一番地一	県庁支店
鉾田支店	鉾田市玉田八百四十一番地の六	県庁支店
洋出張所	鉾田市鉾田二千三百四番地	県庁支店
谷和原支店	鉾田市上沢千六百六十八番地の二	県庁支店
伊奈支店	つくばみらい市小絹七百六十二番地の五	県庁支店
小川支店	つくばみらい市谷井田二千二百十五番地	県庁支店
美野里支店	地二	
長岡支店	小美玉市小川千四百二番地	県庁支店
大洗支店	小美玉市羽鳥二千六百六十一番地の二	県庁支店
石塚支店	東茨城郡茨城町小鶴百三番地	県庁支店
東海支店	東茨城郡大洗町磯浜町九百五十三番地	県庁支店
大子支店	東茨城郡城里町石塚千三百四十三番地	県庁支店
美浦支店	那珂郡東海村舟石川駅東三丁目五番十九号	県庁支店
	久慈郡大子町大字大子字泉町南側七百	県庁支店
	三十五番地二	県庁支店
	稲敷郡美浦村信太二千六百三十五番地	県庁支店

阿見支店	稲敷郡阿見町阿見字東ノ前三千七百十三番地の五	県庁支店
荒川沖東支店	稲敷郡阿見町うずら野四丁目一番地十	県庁支店
八千代支店	二	
境支店	結城郡八千代町菅谷千二百一十一番地の二	県庁支店
利根支店	北相馬郡利根町布川三千三百三十一番	県庁支店
宇都宮支店	地	
小山東支店	宇都宮市泉町一番二二十四号	県庁支店
久下田支店	小山市城東六丁目三十三番十五号	県庁支店
真岡支店	小山市中央三丁目三番三十三号	県庁支店
真岡支店真	真岡市久下田八百四十五番地一	県庁支店
真岡支店真	真岡市田町字田町千六百八十八番地の二	県庁支店
越谷出張所	真岡市熊倉二丁目六番一号	県庁支店
三郷支店	越谷市南越谷二丁目六番四十一号	県庁支店
千葉支店	三郷市三郷一丁目五番地一	県庁支店
銚子支店	千葉市中央区中央四丁目七番四号	県庁支店
松戸支店	銚子市新生町一丁目五十五番地の二	県庁支店
柏支店	松戸市松戸字坂下千三百七番地一	県庁支店
我孫子支店	柏市柏一丁目四番十二号	県庁支店
東京営業部	我孫子市並木五丁目四番三十三号	県庁支店
新宿支店	東京都中央区八重洲二丁目七番二七号	県庁支店
上野支店	東京都新宿区新宿五丁目十七番十三号	県庁支店
池袋支店	東京都台東区東上野三丁目十八番四号	県庁支店
大阪支店	東京都豊島区東池袋一丁目十二番三十三号	県庁支店
	大阪市中央区備後町三丁目六番二二	県庁支店

この告示は、平成二十一年九月十八日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程は、平成二十一年八月一日から適用する。

公 告

○国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条第一項の規定により判定した平成二十一年七月一日における基準地の単位面積当たりの標準価格を別冊のとおり公表する。

平成二十一年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年九月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

塩竈市玉川三丁目八十七番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡三十八番地七
高橋建設株式会社

企業局

○宮城県企業局管理規程第九号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年九月十八日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第一条の第二項中、「財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)」の下に、「及び平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)」を加える。

附 則

この管理規程は、平成二十一年九月十八日から施行し、この管理規程による改正後の企業局管理規程の規定は、平成二十一年八月二十一日から適用する。

○宮城県企業局管理規程第十号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年九月十八日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一大崎広域水道事務所長及び仙南・仙塩広域水道事務所長の項第六号中、「第八十五条第四項」を、「第八十五条第五項」に改め、同項第八号中、「砂防指定地管理規則(昭和三十九年宮城県規則第六十二号)第四条第一項」を、「砂防指定地等管理条例(平成十五年宮城県条例第四十二号)第五条第一項」に、「第五条第一項」を、「第六条第一項」に、「使用」を、「占用」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十一年九月十八日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人くさの実会光ヶ丘保養園の項の次に次のように加える。

気仙沼市立本吉病院

同 市本吉町津谷明戸二二三番地二

別表第一本吉町国民健康保険病院の項を削る。

別表第二特別養護老人ホーム春園苑の項を削る。

特別養護老人ホーム春園苑 同 市本吉町中島三五八番地三

附 則

この告示は、平成二十一年九月十八日から施行する。

○宮選管告示第百三十八号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

郷六集会所の項中、「同 市青葉区郷六字葛岡下九番地の一」を、「同 市青葉区郷六字葛岡下九番地の七」に、小豆田集会所の項中、「同 市青葉区下愛子字小豆田一三番地の五六」を、「同 市青葉区落合五丁目三番二八号」に、住吉集会所の項中、「同 市青葉区下愛子字下原一四番地の二九」を、「同 市青葉区愛子東二丁目一番二〇号」に、国見ヶ丘五丁目集会所の項中、「同 市青葉区国見ヶ丘五丁目一五〇番地の二二二」を、「同 市青葉区国見ヶ丘五丁目一番三三三号」に、「栗生五丁目集会所」の項中、「栗生五丁目集会所」を、「栗生四・五丁目集会所」に改める。

前坂集会所の項を削る。

仙台市将監西コミュニティ・センターの項の次に次のように加える。

大沢北区集会所 同 市泉区大沢二丁目一番地の三

○宮選管告示第百三十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十一年九月十一日以降無効とする。

平成二十一年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

記

証票番号

第三号の〇五六

○宮選管告示第四百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出があつた平成二十年分及び平成十九年分収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十一年九月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

人事委員会

人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月十八日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・二・五十

人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一多賀城市の項中「教育部長 教育部次長」を、「副教育長」に改め、同表栗原市の項中「部長」の下に、「会計管理者」を加え、同表本吉町の項を削る。

別表第二気仙沼地方衛生処理組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。